

盛岡市工事請負契約約款 読替対照表

現 行	読替後
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4.5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6.5）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5.5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6.5）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p>

建築設計業務委託契約約款 読替対照表

現 行	読替後
<p>(前金払)</p> <p>第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第42条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額からその超過額を控除することができる。</p> <p>5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(前金払)</p> <p>第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3.5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4.5を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第42条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額からその超過額を控除することができる。</p> <p>5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4.5の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

土木設計等業務委託契約約款 読替対照表

現 行	読替後
<p>(前金払)</p> <p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額からその超過額を控除することができる。</p> <p>5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(前金払)</p> <p>第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3.5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4.5を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額からその超過額を控除することができる。</p> <p>5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4.5の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

公共工事の経費の前金払について

(平成 20 年 6 月 19 日付け 20 盛契第 50 号各課等の長あて財政部長通知) 読替対照表

現 行	読替後												
<p>3 改正後の内容</p> <p>(1) 土木建築等の公共工事の請負等により、盛岡市建設工事請負契約約款第34条（前金払）、土木設計等業務委託契約約款第33条（前金払）、建築設計業務委託契約約款第37条（前金払）等に定める前払金の請求があったときは、地方自治法施行令附則第7条の規定に基づき、前金払をすることができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前金払の対象とすることができる工事等は、原則として土木、建築に関する工事にあつては1件の請負金額が130万円以上のもの、設計、調査及び測量にあつては、1件の請負金額が50万円以上のものとし、当該工事等に対する前払金の額は、次表の左欄に掲げる工事等の区分に応じ、当該工事等の請負金額に同表の当該右欄に掲げる前払金支払割合を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事等の区分</th> <th style="text-align: center;">前払金支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">4割以内の割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計、調査及び測量</td> <td style="text-align: center;">3割以内の割合</td> </tr> </tbody> </table>	工事等の区分	前払金支払割合	工事	4割 以内の割合	設計、調査及び測量	3割 以内の割合	<p>3 改正後の内容</p> <p>(1) 土木建築等の公共工事の請負等により、盛岡市建設工事請負契約約款第34条（前金払）、土木設計等業務委託契約約款第35条（前金払）、建築設計業務委託契約約款第39条（前金払）等に定める前払金の請求があったときは、地方自治法施行令附則第7条の規定に基づき、前金払をすることができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前金払の対象とすることができる工事等は、原則として土木、建築に関する工事にあつては1件の請負金額が130万円以上のもの、設計、調査及び測量にあつては、1件の請負金額が50万円以上のものとし、当該工事等に対する前払金の額は、次表の左欄に掲げる工事等の区分に応じ、当該工事等の請負金額に同表の当該右欄に掲げる前払金支払割合を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事等の区分</th> <th style="text-align: center;">前払金支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">4.5割以内の割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計、調査及び測量</td> <td style="text-align: center;">3.5割以内の割合</td> </tr> </tbody> </table>	工事等の区分	前払金支払割合	工事	4.5割 以内の割合	設計、調査及び測量	3.5割 以内の割合
工事等の区分	前払金支払割合												
工事	4割 以内の割合												
設計、調査及び測量	3割 以内の割合												
工事等の区分	前払金支払割合												
工事	4.5割 以内の割合												
設計、調査及び測量	3.5割 以内の割合												

中間前金払に係る取扱いについて 読替対照表

現 行	読替後
<p>1 趣旨</p> <p>中間前払金とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 中間前払金の割合</p> <p>請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>中間前払金とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4.5以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6.5まで受け取ることができる制度である。(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 中間前払金の割合</p> <p>請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6.5を超えてはならないものとする。</p>